

附属機関等の会議の公開に関する基準

平成 21 年 4 月 1 日

(1) 目的

この基準は、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、もって開かれた市政運営を一層推進することを目的とする。

(2) 対象とする附属機関等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
規則又は要綱により設置された附属機関に準ずる機関

(3) 会議の公開の原則

附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

法令等（法律、条例、規則又は要綱をいう。）の規定により非公開とされている場合

桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行う場合

附属機関等の長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

(4) 会議の非公開の決定

附属機関等の会議の非公開の決定は、（ 3 ）の規定により附属機関等の長が行うものとする。この場合において、附属機関等の長が、必要があると認めるときは、当該附属機関等の委員の意見を聞くことができる。

(5) 会議開催の事前公表

～ 以下省略 ～